

確定申告シーズン到来－電子申告と税務署事情

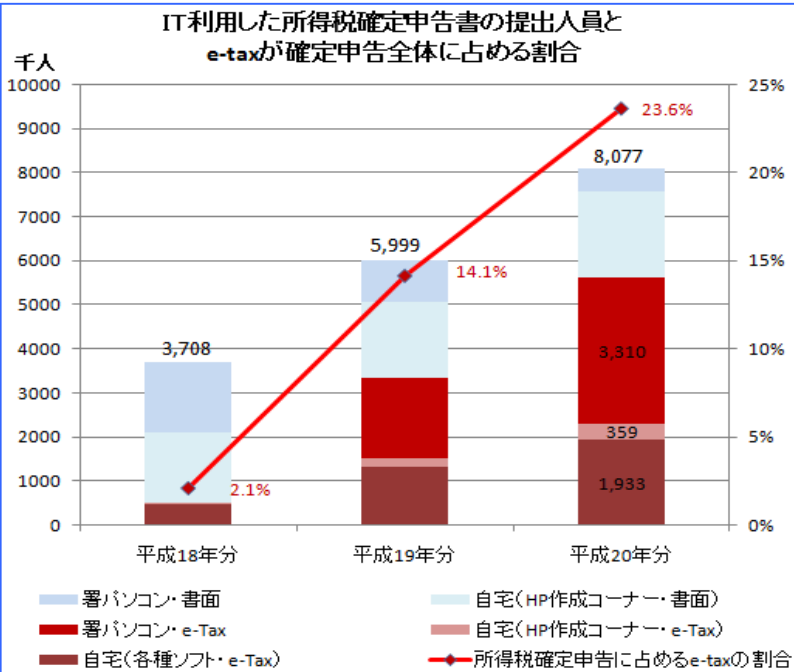
●電子申告は全体の23.6%?!

昨年確定申告書を提出したのは2,369万3千人で、そのうちITを利用した所得税確定申告書を提出したのは807万7千人と34.1%を占めています。

税務署や自宅のパソコンで電子申告(e-tax)したのは560万2千人で、全体の23.6%。ただこれには、本人による電子申告のほかに、税理士や税務署職員による代理送信(本人の電子証明がなくてもOK)が含まれ、本人による申告件数がどの程度なのかはわかりません。普及が思うように進まない中、代理送信件数を増やしているという声もちらほら。

ただし、一生に一度だけとれる「電子証明書等特別控除」5千円は、平成21年分、22年分でも適用対象となります。こちらは電子証明をとらないと控除できません。

国民一人一人に納税や社会保障に共通の番号を振る「納税者番号制度」の検討が始まっていますので、導入されれば一気に電子申告が普及する可能性も!



●電子申告手続きは今?!

昨年までは、電子申告用ソフトを国税庁ホームページからダウンロードし、自分のパソコンにインストールする必要がありました。今年はホームページ上で入力から送信まですべての作業ができるようになっています。

初期コストとしては、電子証明は住民基本台帳カードなら500円程度、ICカードリーダーは2千円以下まで値下がりしているため、以前に比較すれば始めやすい状況になっているといえましょう。



●添付書類省略での脱税リスクは?

電子申告の場合は、本来添付義務のある書類を提出する必要がありません。電子申告の際明細を入力、送信しておき、3年間は手元に保存しておく必要があります。

虚偽申告する人が出て脱税の温床になるのでは? という声があっただけに、動向が気になるところです。

<省略できる書類は?>

- ★医療費の領収書、★社会保険料控除の証明書、★生命保険料、地震保険料控除の証明書、★給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票、★特定口座年間取引報告書等

●税務署事情あれこれ

★日曜日の確定申告

ここ数年は、確定申告シーズン中だけ一部の税務署が日曜日に窓口をあけるようになっています。(昨年は228署)

今年は2月21日と28日の日曜日。平日忙しい方も多く、当然の対応といえればそれまででしょうか…。



★税務署窓口が一本化!

昨年夏から申告書用紙請求や提出、税金納付などの窓口が一本化され、まとめて用事をすませることができるようになっています。

★税務相談窓口も税務署へ一本化

各国税局での税務相談が廃止、各税務署への電話相談か、事前予約の面談相談へ集約されました。

★動画も満載のホームページ

国税庁はWEB-TAX-TVで動画番組を配信しています。去年は、脱税者を追及する「国税査察官の仕事」が話題になりました。電子申告の番組もありますが、結構長い番組になっており見るのは根気がいりそうです。

★毎年変わる申告書用紙

確定申告書の用紙は、似ているようにみえますが実は毎年書式が変わっており、余った用紙は無駄になっているのが現状。税制改正にタイムリーに対応できる仕組みが求められます。

